

株式会社 市川工務店 行動計画

(次世代育成支援対策推進法 第5回)

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

計画内容

1. 所定外労働時間を削減するための取り組みを行う。

方策：①令和3年4月1日～

ポスターの掲示、社内アナウンスによりノー残業デーの実施の周知徹底を図る。

②令和3年4月1日～

書類改善プロジェクトを立ち上げ、業務の効率化に取り組む。

③令和4年4月1日～

月1回の土曜一斉休工を検討し、実施する。

2. 男性社員の育児休業取得の促進のための取り組みを行う。

方策：①令和3年4月1日～

取得しやすい社内体制の検討を行う。

②令和4年4月1日～

社内イントラネットによる制度の周知。

③令和4年4月1日～

取得希望者を対象とした説明会の開催。

株式会社 市川工務店 行動計画
(女性活躍推進法 第2回)

行動計画

女性が活躍できる職域を広げ、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

計画内容

1. 労働者に占める女性社員の割合を15%以上にする。

方策：①令和3年4月1日～

女性技術者の応募を増やすために、会社ホームページや会社説明会で技術系女子社員の会「けんけんぱ」の活動報告や取組内容を紹介し、女性が活躍できる会社であることをアピールする。

②令和3年4月1日～

業務内容の見直しを行い、現場支援業務等に女性社員の配属を積極的に行う。

2. 有給休暇取得率を65%以上にする。

方策：①令和3年4月1日～

社内イントラネットを利用し、有給休暇取得推進日に連続した日数の取得を啓蒙する。

②令和3年4月1日～

有給休暇取得計画表を作成し、取得状況を定期的に部門責任者へ情報提供を行い、確実な取得を促進する。